

こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

実証事業ガイドライン（概要版）

2023年3月

こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会

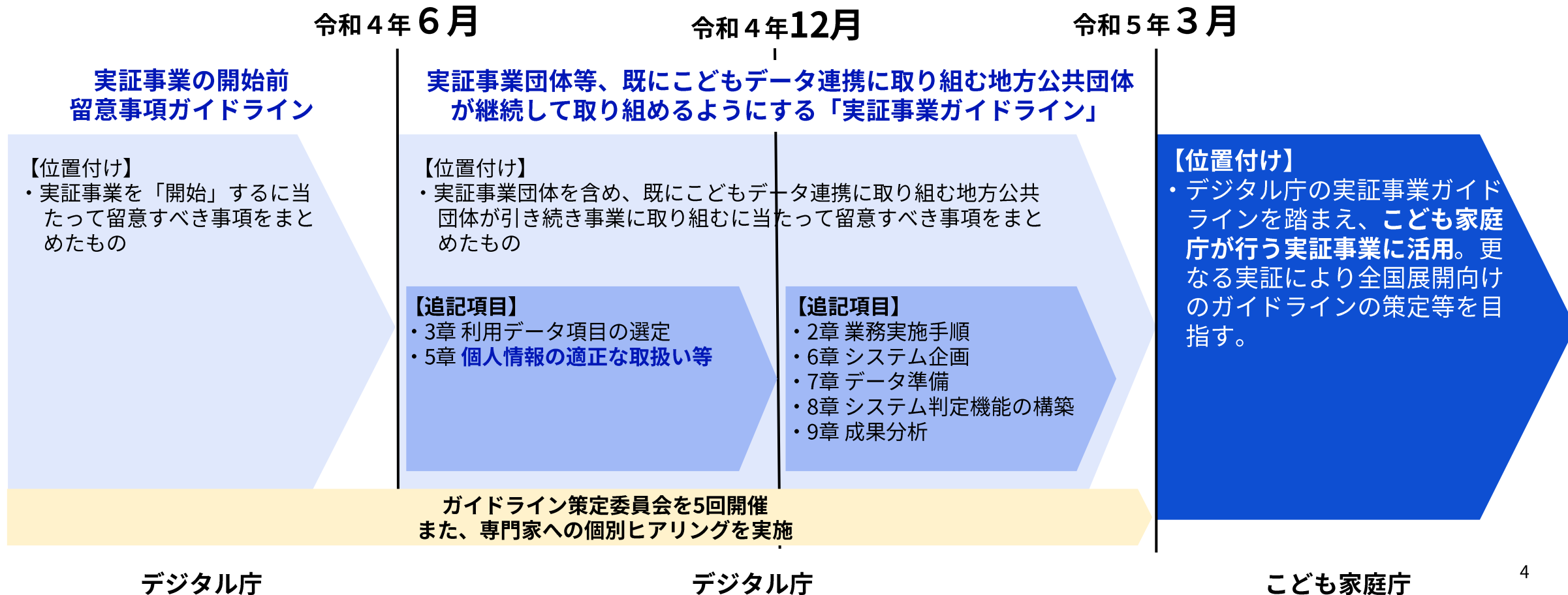
目次

1. ガイドラインの全体概要
2. 各章の概要

1. ガイドラインの全体概要

1. ガイドライン作成の経緯

ガイドライン作成に当たっては、こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会において議論し、令和4年6月、12月、令和5年3月の3回にわたって策定・公開した。策定したガイドラインは、こども家庭庁における実証事業に活用することが予定されている。



2. ガイドラインの目次構成

1 はじめに

- 1.1 こどもに関する各種データの連携の狙い
- 1.2 本ガイドライン作成の背景と位置づけ
- 1.3 取組を推進する場合の留意点
- 1.4 用語の定義

2 業務実施手順

3 利用データ項目の選定

- 3.1 必要なデータ項目の選定
- 3.2 取得可能性の調査
- 3.3 データ保存期間の検討

4 データを取り扱う主体の整理・役割分担

- 4.1 総括管理主体
- 4.2 保有・管理主体
- 4.3 分析主体
- 4.4 活用主体

5 個人情報の適正な取扱い等

- 5.1 個人情報の取扱いに関する基本的な考え方
- 5.2 個人情報の取扱いに関する各種原則等と「関連性」の考え方について
- 5.3 地方公共団体が取り扱うこととなる個人情報等
- 5.4 個人情報の取扱い区分に応じた整理
- 5.5 個人情報等の利用における体制及び手続上の留意点
- 5.6 安全管理措置
- 5.7 自己点検及び監査
- 5.8 個人情報の取扱いの委託
- 5.9 プライバシーの保護

6 システム企画における留意点

- 6.1 システム企画の進め方
- 6.2 こどものデータ連携に求められる業務要件
- 6.3 こどもデータ連携システムに求められるシステム要件
- 6.4 システム構成

7 事業実施にあたってのデータ準備等

- 7.1 既存で保有するアナログデータの電子化
- 7.2 データ加工
- 7.3 名寄せ

8 システムによる判定機能の構築

- 8.1 判定基準の設計
- 8.2 システムによる判定機能の構築と検証

9 事業効果の評価・分析

- 9.1 成果指標の設定例
- 9.2 事業効果の評価・分析の流れと留意点

3. ガイドラインの背景と位置づけ

こどもに関する 各種データ連携に おける狙い

こどもに関する施策については、これまで様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。**困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が届きにくい。**これは、こどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータについて、地方公共団体内でそれぞれの部局で管理されているとともに、児童相談所、福祉事業所、医療機関及び学校等の多様な関係機関がそれぞれの役割に応じて、保有する情報を活用して個別に対応を推進しているという状況に起因している面もあると考えられる。

地方公共団体において、関係部局が分散管理しているこどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、データガバナンス体制を構築したうえで個人情報等の適正な取扱いを確保しながら分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげることで、今まで気づけなかった支援が必要なこどもや家庭の発見、虐待等の事案が起こる前の早期発見、経験の浅い職員の判断のサポート、情報共有等の効率化や膨大なデータの活用によるアセスメントの質の向上等が期待され、結果として、支援につなげられる可能性を高めることも可能となる。

ガイドラインの 位置づけ

本ガイドラインは、従来の人による観察等を、こどもデータ連携によって、より迅速、正確かつ網羅的に支援につなげられるようにするデジタル技術を活用する場合の留意事項をまとめたものである。

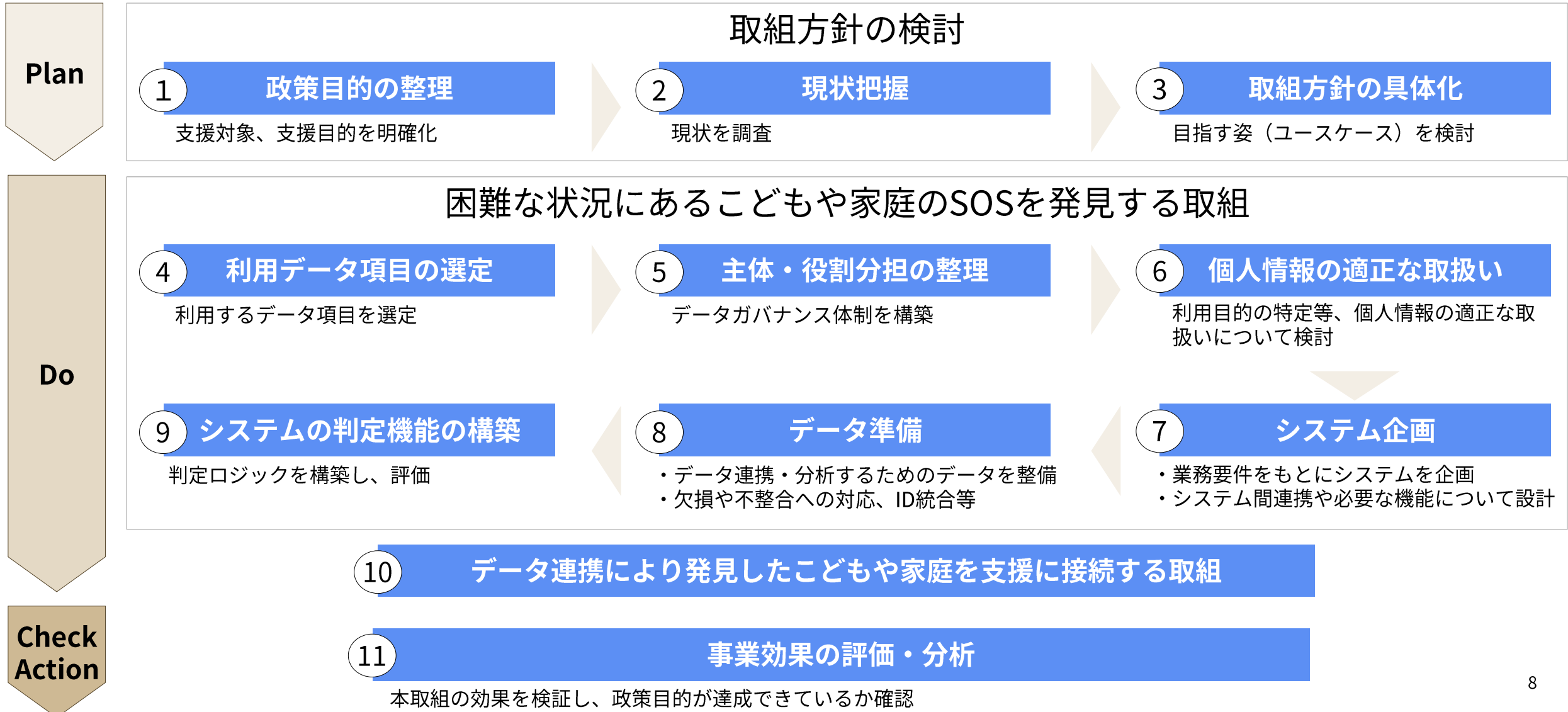
実証事業においては、データ連携において必要となるデータ項目及び制度面・運用面での課題等の検証を行うことを目的として事業を推進した。本ガイドラインでは、実証事業等を通じて得られた検証結果や知見等を踏まえ、今後、データ連携を手段として、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型（アウトリーチ型）支援につなげる取組を推進していく際の留意事項を取りまとめており、**地方公共団体がこどもに関する各種データ連携実証事業を行うにあたり参照するもの**である。

なお、本ガイドラインは個人情報の適正な取扱いを確保し、また地方公共団体の担当部局の利用に資するものとするため、**関係する政策を所管する内閣官房こども家庭庁設立準備室、内閣府、文部科学省及び厚生労働省と調整を行うとともに、個人情報保護委員会事務局から助言を受けて作成**したものである。

2. 各章の概要

2章 業務実施手順

こどもデータ連携の取組を開始する際に実施すべき業務の概要について記載。



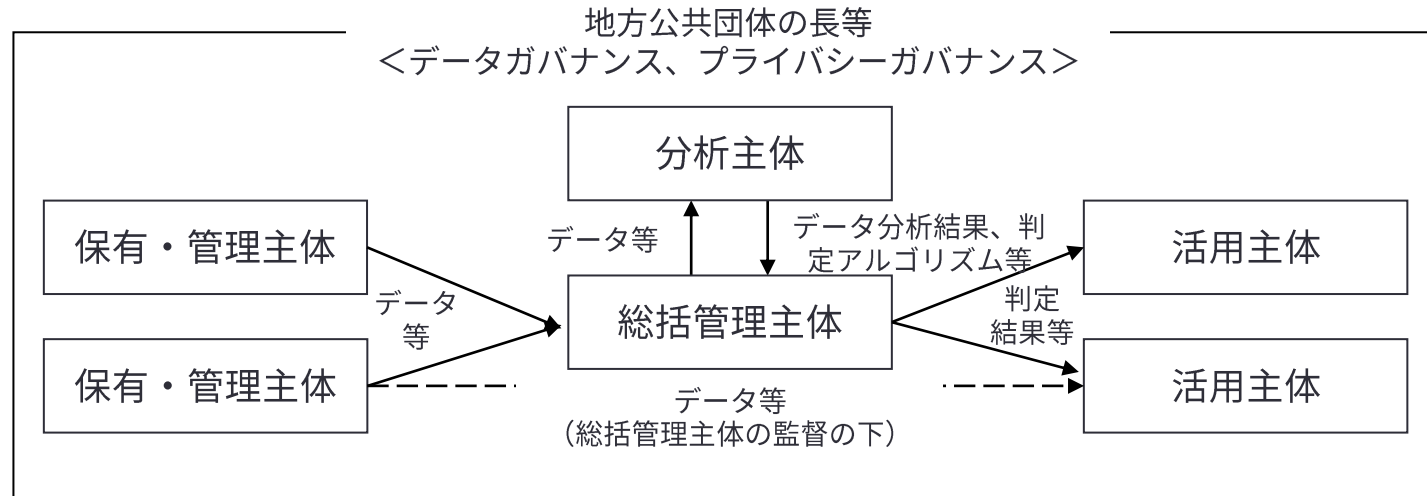
3章 利用データ項目の選定

こどもデータ連携の取組において利用するデータ項目を選定する際の留意点について記載。

	手順	概要	情報源の種類
1	必要なデータ項目の選定 「どのデータを利用したいか」	一定程度の信頼性が担保された情報源を対象として、設定したユースケースに関係すると考えられる、必要なデータ項目を幅広く調査、収集する。	1 手引き及び報告書等
2	取得可能性の調査 「どのデータを利用できるか」	データ項目の候補を選定した後、そのデータの保有状況を確認することで、データの取得可能性を担保する必要がある。保有状況とは、具体的には次のことを指し、ガイドライン上に留意点を記載している。 ① 利用したい情報を保有しているかどうか ② 保有する情報が電子化されているか	2 先行事例 3 学術論文 4 専門家の知見
3	個人情報の適正な取扱いに係る検討 「どのデータを利用してよいか」	個人情報保護法上の利用目的を特定し、差別的な取扱い等、不適正な利用につながることを整理し、実際に利用するデータ項目を確定させる。 (第5章に記載)	データ保存期間の検討 必要なデータ項目の選定及び取得可能性の調査と併せて、データを利用する際のデータ保存期間を検討する。

4章 データを取り扱う主体の整理・役割分担

こどもデータ連携の取組において推進するにあたって必要となるデータガバナンス体制について、各主体の役割と責任関係を記載。




No.	主体	役割
1	総括管理主体	各担当部局からのデータを組み合わせてアルゴリズム等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局。
2	保有・管理主体	教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局。
3	分析主体	データを分析して総括管理主体が困難な状況にあるこどもを把握するためのアルゴリズム等を作成する者。
4	活用主体	データの提供を受け人によるアセスメントやプッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者。

5章 個人情報の適正な取扱い等（1/6）

こどもデータ連携の取組において取扱う個人情報の適正な取扱い等について記載。

主な記載事項

個人情報を 取り扱う上 での前提	1	個人情報の取扱いに関する基本的な考え方
	2	個人情報の取扱いに関する各種原則等と「関連性」の考え方
	3	地方公共団体が取り扱うこととなる個人情報等
	4	個人情報の取扱いに応じた整理（利用目的の整理等）
		
個人情報を 取り扱う際の 体制・手続	5	データガバナンス体制との関係性
	6	手続上の留意点
プライバシー への配慮	7	プライバシーガバナンス
	8	プライバシーリスクの特定

5章 個人情報情報の適正な取扱い等 (2/6)

1. 個人情報の取扱いに関する基本的な考え方

こどもに関する各種データの連携においては、個人情報保護法や基本方針及び政策基本原則等に則り、プライバシー等の本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保することが必要である。

2. 個人情報の取扱いに関する各種原則等と「関連性」の考え方

政策基本原則において、「本原則は、「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」等を踏まえたものであり、今後、個人情報保護法の施行状況等を踏まえ、適宜更新される場合がある。」との記載があることから「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告」（以下、「OECD8原則」という。）についても参考とすることで、個人情報の取扱いに関する理解の一助になるものと考えられる。

① OECD8原則	② 政策基本原則
<ol style="list-style-type: none">1. 収集制限の原則2. データ内容の原則3. 目的明確化の原則4. 利用制限の原則5. 安全保護の原則6. 公開の原則7. 個人参加の原則8. 責任の原則	<ol style="list-style-type: none">1. 個人情報等の取扱いの必要性・相当性2. 個人情報等の取扱いに関する適法性3. 個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性4. 個人情報等の取扱いに関する外延の明確性5. 個人情報等の取扱いの安全性6. 個人情報等に係る本人関与の実効性7. 個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性

5章 個人情報 の適正な取扱い等 (3/6)

3. 地方公共団体が取り扱うこととなる個人情報等

本取組において地方公共団体が取り扱う情報については、個人情報保護法上において、以下の1から4のとおり整理されることとなり、取扱い上の留意点についてガイドラインに記載している。

	種別	概要
1	個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名等により特定の個人を識別することができる情報。利用目的の範囲で内部利用可能。また、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で、利用目的の変更が可能。
2	行政機関等匿名加工情報	一定の個人情報ファイルを構成する保有個人情報の全部または一部を加工して得られる匿名加工情報を指す。本取組において利用することは想定されない。
3	匿名加工情報	法令に定められた措置を講じて特定の個人を識別できないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにした情報。本取組において利用することは想定されない。
4	仮名加工情報	法令に定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにした情報。本取組において利用することは想定されない。

5章 個人情報情報の適正な取扱い等 (4/6)

4. 個人情報の取扱いに応じた整理 (利用目的の整理等)

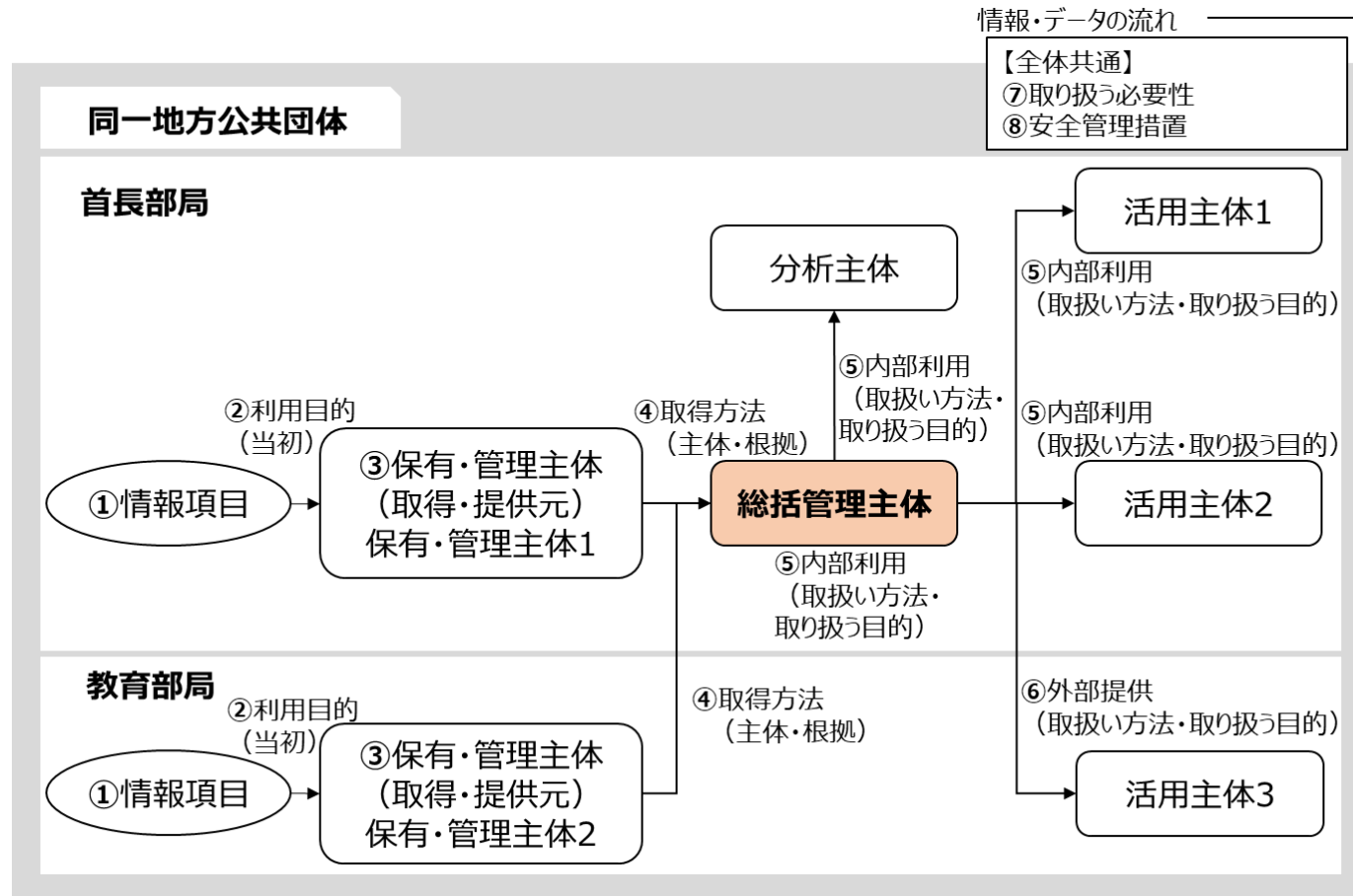
地方公共団体が個人情報を保有する場合、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定しなければならないと規定されており、留意点等について記載している。

個人情報の取扱い		左記に応じた整理手法観点
新たに取得する個人情報の取扱い		<ul style="list-style-type: none"> 利用目的を具体的かつ個別的に特定したうえでの内部利用及び外部提供であること。（個人情報保護法第61条第1項）
既に取得している個人情報の取扱い	利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を恒常的に行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的を変更したうえでの内部利用及び外部提供であること。（個人情報保護法第61条第3項）
	利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供を臨時的に行う場合	<ul style="list-style-type: none"> 利用目的以外の目的のための内部利用であること。（相当な理由がある場合）（個人情報保護法第69条第2項第2号）（「5.4.6 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）」） 利用目的以外の目的のための外部提供であること。（相当な理由がある場合）（個人情報保護法第69条第2項第3号）（「5.4.6 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当な理由がある場合）」） 利用目的以外の目的のための外部提供であること。（統計作成・学術研究等）（個人情報保護法第69条第2項第4号）（「5.4.7 利用目的以外の目的のための外部提供（統計作成・学術研究等）」） 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供であること。（本人同意の場合）（個人情報保護法第69条第2項第1号）（「5.4.8 利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（本人同意の場合）」）

5章 個人情報情報の適正な取扱い等 (5/6)

5. データガバナンス体制との関係性

4章「データを取り扱う主体の整理・役割分担」において整理したデータガバナンス体制における各主体が、どのような流れで個人情報等を取扱し、また取扱した個人情報等をどのように内部利用又は外部提供するかについてガイドラインにて示した。



5章 個人情報 の 適正 な 取扱い等 (6/6)

6. 手続き上の留意点

個人情報利用における手続き上留意しなければならない点として、①利用目的の明示、②個人情報ファイル簿の作成、③漏えい・滅失・き損した際の対応、苦情処理、④開示、訂正、利用停止請求、⑤地方公共団体に置く諮問会等への諮問についてガイドラインに記載した。

7. プライバシーガバナンス

プライバシーに関しての記述として、政策基本原則のうち、「7.個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性」において以下のとおり述べられており、「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方が重要になるとされており、プライバシー・バイ・デザインを実施するうえでは、プライバシーガバナンスを構築することが必要である。ガイドラインでは、プライバシーガバナンスを構築するうえで、管理者（行政機関の長等を想定）が検討すべき事項として以下の3点を挙げている。

- ① プライバシーガバナンスに係る姿勢の明文化
- ② プライバシー保護責任者の指名
- ③ プライバシーへの取組に対するリソース投入

8. プライバシーリスクの特定

プライバシー情報を取り扱ううえでは、情報の収集（生成）から廃棄までのすべての段階で、どのようなプライバシー問題が発生するかについて洗い出し、懸念されるプライバシー問題への対応方法を検討することが必要となる。ガイドラインでは、プライバシーリスクを特定するうえでの観点として以下の3点を挙げている。

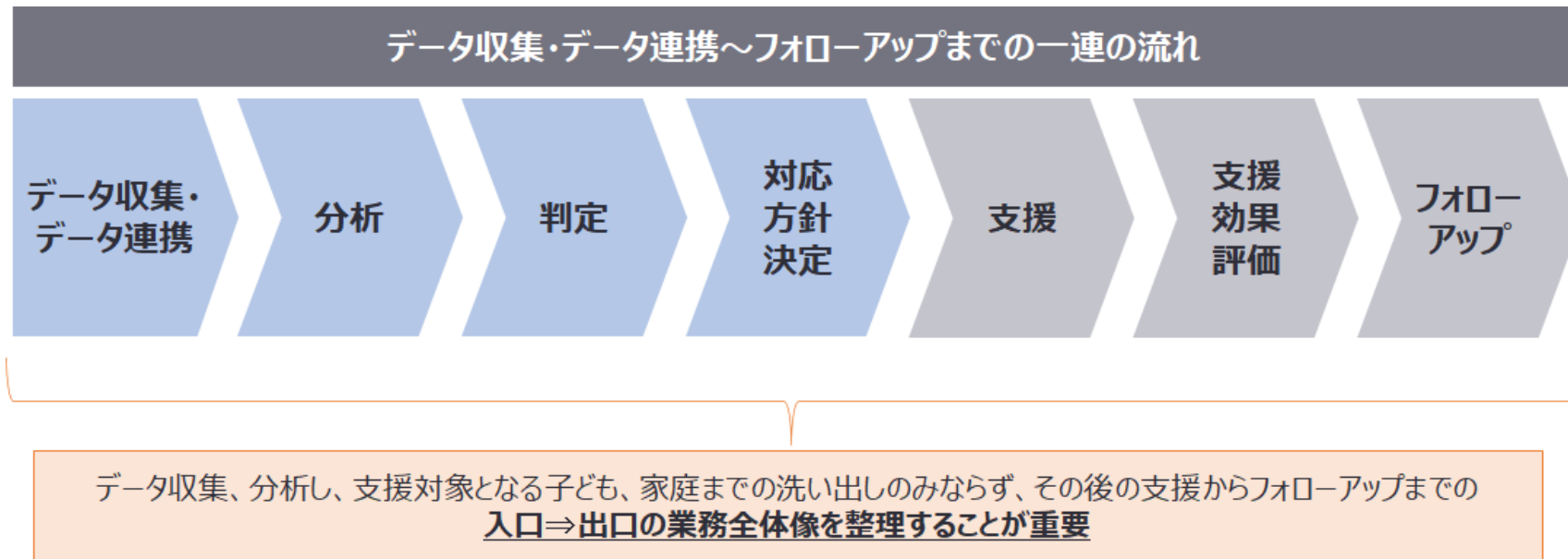
- ① リスク評価の実施
- ② 関係部局との連携
- ③ 体制の整備

6章 システム企画における留意点 (1/3)

政策目的を実現するために情報システムを整備する上で検討すべき事項について記載。

1. 業務要件定義

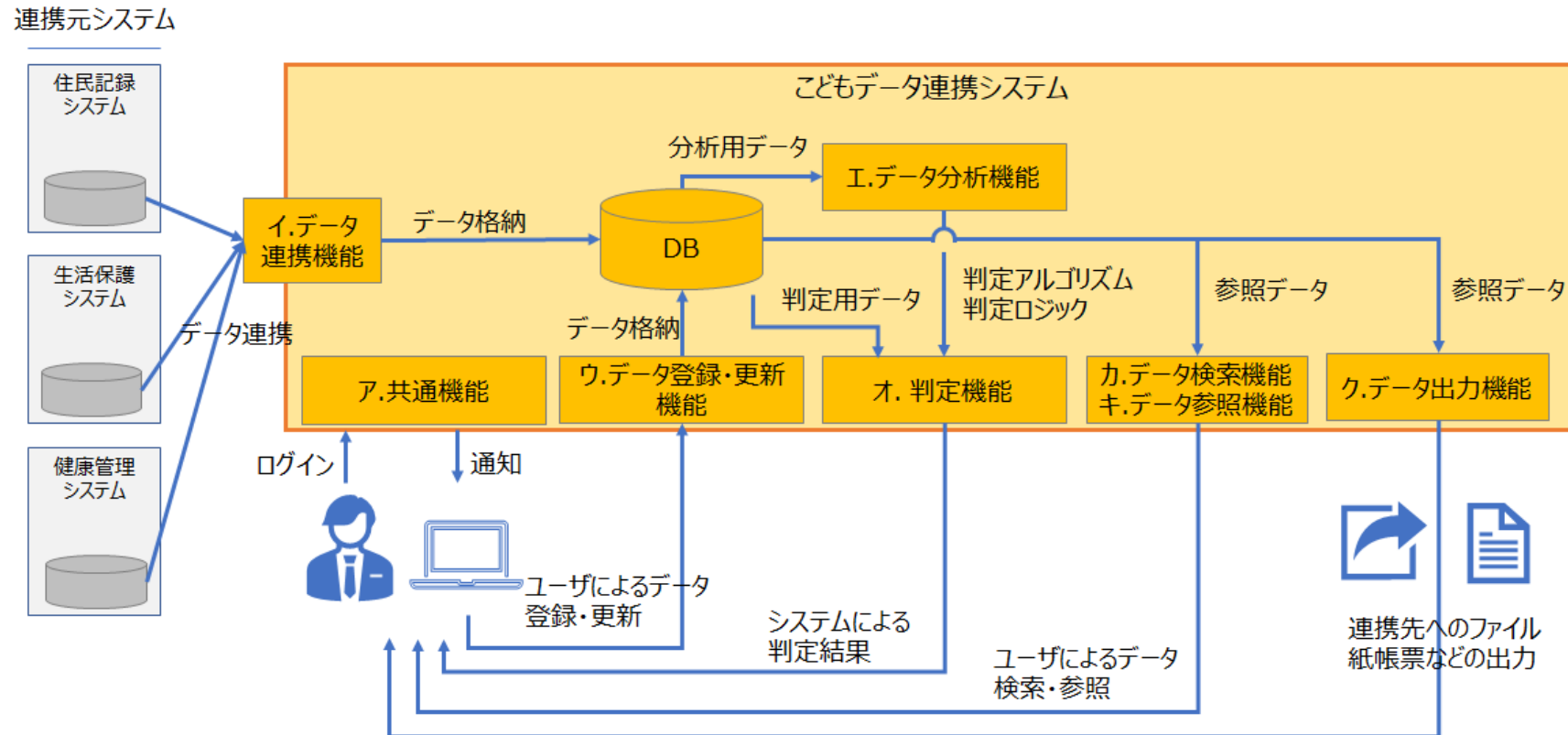
- 政策目的を達成するためには、こどもデータ連携システムに求められるシステム要件（機能要件やシステム方式等）を整理する前に、こどもデータ連携システムやデータをどのように利用し、どのように業務を遂行することでプッシュ型支援（アウトリーチ支援）までつなげていくのかという業務要件を整理することが重要である。業務要件を整理せずにシステム要件の整理のみを進めてしまうと、データを収集・分析するという手段が目的化してしまい、「プッシュ型支援（アウトリーチ支援）までつなげる」ことが困難になりかねない。
- 業務要件を整理するにあたっては、まずは本取組における全体の業務の流れ（データ連携からデータ分析、システムによる判定、判定結果を活用した支援）を俯瞰して整理し、ユースケース・業務フローを作成することが重要である。



6章 システム企画における留意点 (2/3)

2. システム要件定義

こどもデータ連携システムに求められる主要機能の関連について整理。なお、これらの機能は全てを実装すべきというものではなく、システム化する範囲、既存システム機能を活用する範囲、及びツールや運用によって実現する範囲を明確化したうえで、実装範囲を検討することが必要となる。

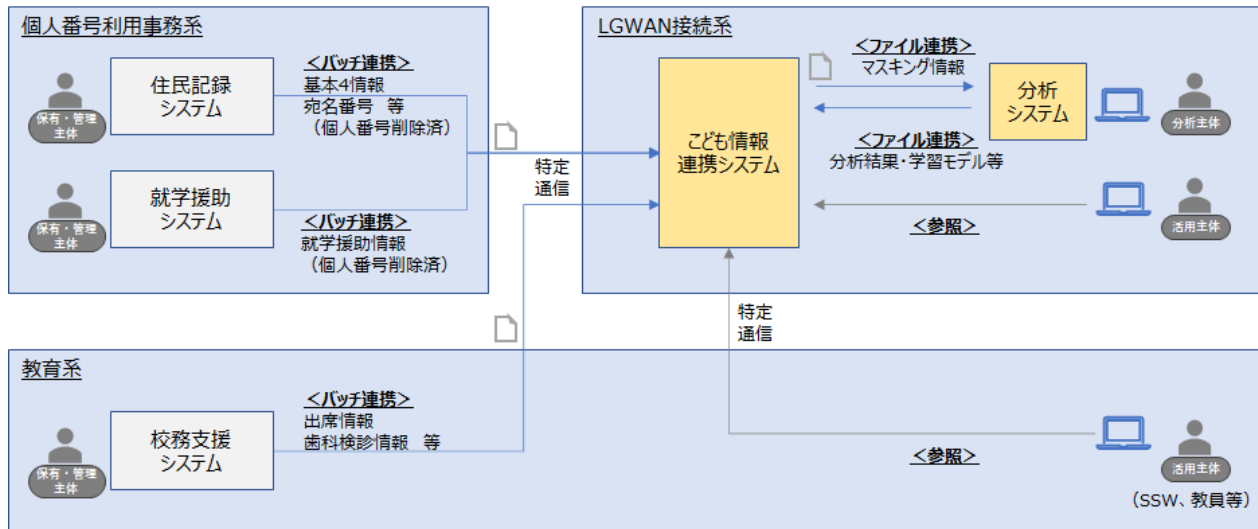


6章 システム企画における留意点 (3/3)

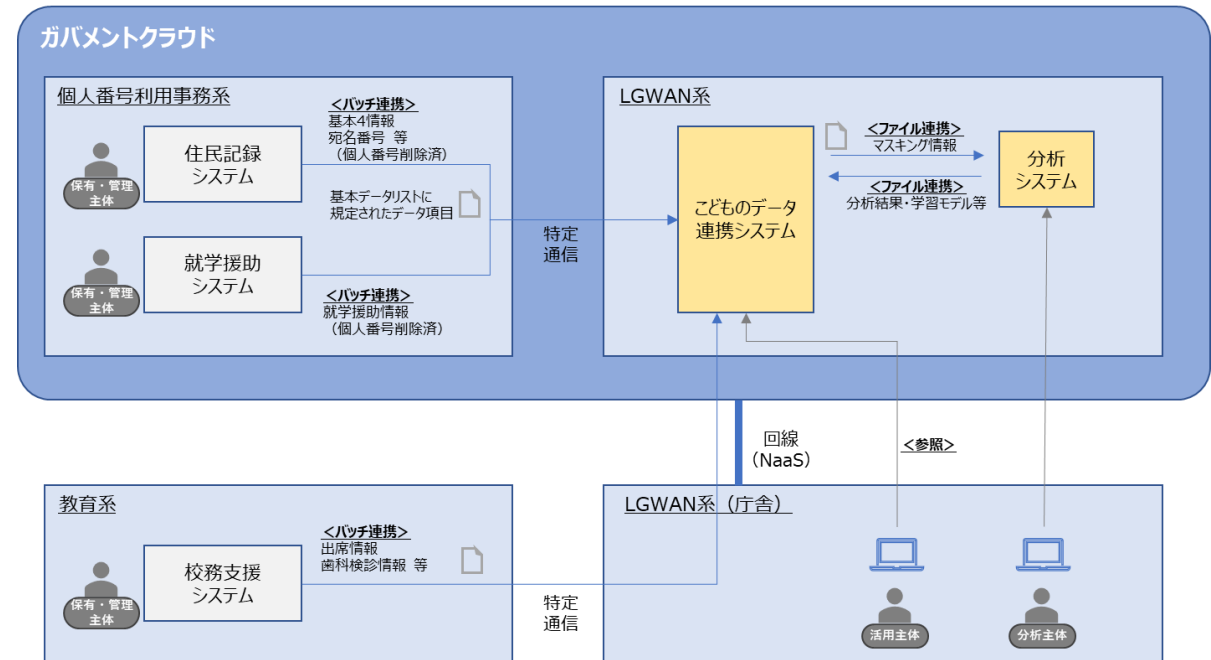
3. システム方式の定義

業務要件、システム要件を実現するためのシステム方式を定義する際の留意点について記載。(ネットワーク構成、クラウドサービスの利用等)

【システム構成例1】



【システム構成例2】 ※標準準拠システムがガバメントクラウドを活用したシステムに移行された後のシステム構成の例



7章 事業実施にあたってのデータ準備等

こどもデータ連携の取組において必要となるデータを準備する際に検討すべき事項について記載。

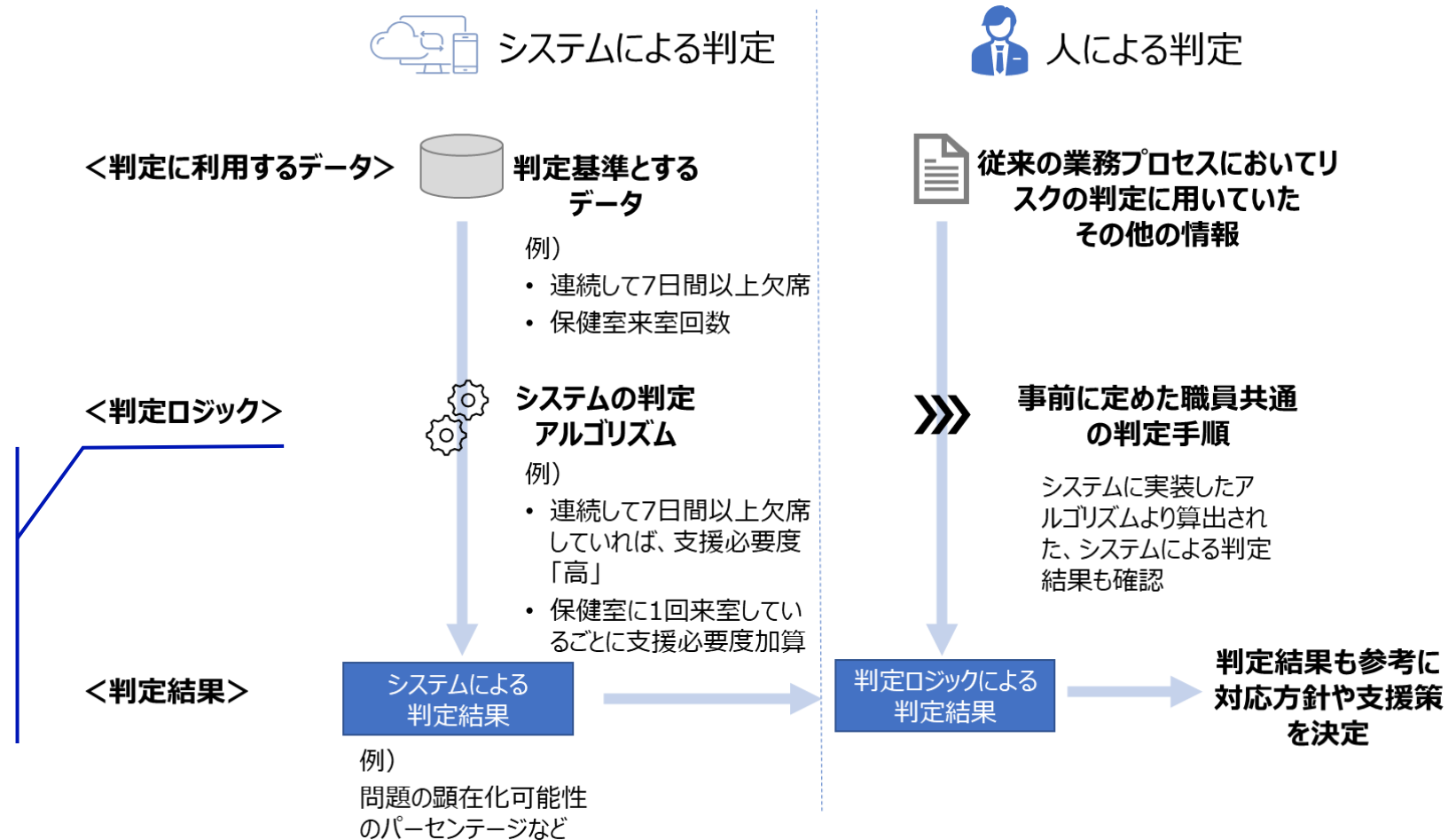
No.	検討・対応事項		概要
1	既存で保有するアナログデータの電子化		紙媒体等で保存されているアナログ情報については、システム上で利用するために、 情報の構造化を行い、適切なデータフォーマットを定義したうえでデータ化 する必要がある。
2	データ加工	データ連携のための加工	連携先のデータフォーマットや表記に合わせるための加工、 欠損値や不整合データへの対応、統一した識別子の付与、文字に関する加工 （外字対応等）が必要となる。
3		データ分析のための加工	データの分析を行うにあたっては、分析に適した形でデータの加工を行う必要がある。具体的には 欠損値や外れ値への対応 やデータの標準化等が想定される。
4		安全管理措置としての加工	データの利用にあたっては、利用目的に照らして必要最小限の範囲でデータを取り扱う観点から、データ分析等において個人の氏名等を扱う必要が無い場合は、 安全管理上の措置としてマスキング加工等の処理 を行うことが推奨される。
5	名寄せ		データの連携・分析を行うためには、首長部局間、首長部局と教育委員会部局、首長部局と外部機関等、分散して管理している様々なデータを 個人に紐づけて名寄せ を行う必要がある。

8章 システムによる判定機能の構築

システムの判定機能を設計するうえで必要となる作業の内容及び工程を示し、それぞれの工程における留意点について記載。

2種類の設計方法

1. 既存の知見に基づき設計
2. 実証データの分析結果に基づき設計



9章 事業効果の評価・分析

政策目的の達成状況を測定するために成果指標を設定する上での留意点について記載。

1. 成果指標の設定

事業効果の評価・分析を行うためには、まず、貧困、虐待、不登校、いじめといった課題について、どのような状態になることを目指すのかを検討したうえで、そのために導出すべき成果を明確化することが必要である。ガイドラインでは、実証事業における成果指標の例として以下を挙げている。

成果指標	内容
こどもデータ連携システムで潜在的に支援が必要なこどもを抽出できた件数	<ul style="list-style-type: none">単にこれまで支援対象と認識されていなかったこどもの人数をカウントするだけではなく、システムによる判定結果を用いて人によるアセスメントを行った結果、支援が必要と判断されたこどもを対象とすること。実際には支援が必要であるにもかかわらずシステムにより支援対象と判定されないこどもの件数や、システムにより支援対象と判定されたにもかかわらずアセスメントの結果実際には問題がなかったこどもの件数も併せて検証することが考えられる。

2. 事業効果の評価・分析の流れと留意点

収集されたデータの評価、分析を通して、事業を評価し、**継続的にPlan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）のサイクルを実施**することが重要である。

こどもに関する各種データの連携に係るガイドライン策定検討委員会について

検討経緯

第1回 令和4年4月14日

議題（1）実証事業において検討すべき事項について （2）意見交換

第2回 令和4年4月28日

議題（1）ガイドラインにおいて検討すべき事項について （2）意見交換

第3回 令和4年5月24日

議題（1）ガイドライン案について （2）意見交換

第4回 令和4年11月24日

議題（1）ガイドライン案について （2）意見交換

第5回 令和5年3月8日

議題（1）ガイドライン案について （2）意見交換

構成員一覧

【委員】（50音順、敬称略）

石井 夏生利 中央大学国際情報学部教授
今村 久美 認定NPO法人カタリバ代表理事
上沼 紫野 虎ノ門南法律事務所
久保野 恵美子 東北大学大学院法学研究科教授
倉田 哲郎 株式会社アルファ建築設計事務所上席部長
未富 芳 日本大学文理学部教授
森田 朗 東京大学名誉教授 【座長】
山野 則子 大阪公立大学現代システム科学研究科教授
横田 光平 同志社大学司法研究科教授

【オブザーバー】

内閣官房こども家庭庁設立準備室
内閣府政策統括官(政策調整担当)付参事官(子どもの貧困対策担当)付
個人情報保護委員会事務局
厚生労働省子ども家庭局総務課
文部科学省総合教育政策局調査企画課